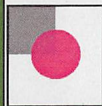


上北教育事務所だより

親しまれ 愛され 信頼される
上北教育事務所をめざして

平成28年3月11日
vol. 24



〒039-2593
青森県上北郡七戸町字蛇坂55-1 青森県七戸庁舎2階
☎ 0176-62-2128 FAX 0176-62-2130
E-mail E-KAMIKITA@pref.aomori.lg.jp

平成27年度を振り返って

上北教育事務所
所長 鈴木 学



今年度も、管内すべての学校を訪問させていただきました。
どちらの学校も、子供たちに「生きる力」を育むという理念の下、地域や児童生徒の実態に合わせ、様々な工夫をしながら、日々の教育活動の充実に努めていただいていると感じました。
来年度も、引き続きよろしくお願いいたします。

上北教育事務所
次長 佐々木 俊弘



あつという間の一年でした。優秀なスタッフに支えられ、なんとかここまで来たという感じです。
また、各学校や各教育委員会など関係する皆様に様々な御協力いただきました。この場を借りて深く感謝申し上げます。
「上手くいかない日は明日頑張ろう」と思っていたら、頑張らないうちに27年度が終わりそうです。

平成28年度 上北管内研究指定校及び地区学習指導研究会発表校

文部科学省指定校

人権教育研究推進事業研究指定校
(平成28年度)
十和田市立法奥小学校

青森県教育委員会指定校

主体的に学ぶ力を育む学力向上推進事業
学力向上実践研究指定校
(平成27～28年度)
野辺地町立若葉小学校
十和田市立第一中学校

健康教育実践研修支援事業実践研究校
(平成27～28年度)
三沢市立上久保小学校

思いやりを育む安心できる学校づくり
実践研究指定校(平成28～29年度)
おいらせ町立下田小学校
東北町立上北中学校

六ヶ所村

学力向上モデル校報告会
南小学校 算数(9月28日)
泊小学校 算数(11月29日)
第二中学校 道徳・特活・教科
(11月10日)

十和田市

小学校学習指導研究会(10月4日)
ちとせ小学校 社会・理科・生活
松陽小学校 特活
四和小学校 国語

中学校学習指導研究会(10月5日)
大深内中学校 国語・数学・理科
四和中学校 社会・英語

中部上北

小学校研究委託校発表会
(10月12日)
上北小学校 国語
第一小学校 国語
小川原小学校 算数

中学校研究委託校発表会
(10月5日)
天間館中学校 数学・社会・英語
榎林中学校 国語・理科

東部教科研

小学校教科研修会(10月11日)
上久保小学校 生活・理科
古間木小学校 国語
下田小学校 社会
甲洋小学校 算数

中学校教科研修会(10月5日)
三沢第五中学校 社会・理科
百石中学校 国語・数学・英語

北地区

小学校教育研究会委託研究校発表会
若葉小学校 各教科・領域
(10月19日)
尾駸小学校 国語
(10月21日)

中学校教育研究会公開授業発表会
(10月5日)
横浜中学校 国語・社会・数学
理科・英語

「合理的配慮」 学校で配慮することは 4月から「障害者差別解消法」スタート



平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(いわゆる「障害者差別解消法」)」が施行されます。法のポイントは「不当な差別的取扱い」が禁止され、公的機関(学校も含む)において「合理的配慮の提供」が義務となることです。

では、学校教育分野における合理的配慮とはどのようなことなのでしょう。「障害のある子供が、他の子供と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと」です。具体的には次のようなことが考えられます。

- 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒に対し、理解の程度に応じて視覚的に分かりやすい教材を用意すること。
- 慢性的な病気等のために他の児童生徒と同じように運動ができない児童生徒に対し、運動量を軽減したり、代替できる運動を用意したりするなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をすること。

ほかにも、相談体制の整備(主に校長の役割)も合理的配慮の提供に関わります。例えば、
□ 特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けること(もちろん機能させること)。
□ 特別支援教育に関する校内委員会を設置し、障害のある又はその可能性があり特別な支援を必要としている児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うこと。
なお、例えば高等学校への受検にも関係してきます。青森県では県立高等学校入学選抜において、障害のある生徒に対する合理的配慮として問題用紙・解答用紙の拡大や、別室受検等を実施しています。ただし、それが妥当な配慮である裏付けとして「個別的教育支援計画」にその旨記載されており、日頃から支援していることが重要です。

文部科学省所管事業分野における「障害者差別解消法」に関する対応指針については、平成27年11月26日付け27文科初第1058号で通知がありましたので、参考にしてください。
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm)
また、合理的配慮については、国立特別支援教育総合研究所による「インクルーシブ教育システム構築支援データベース(<http://inclusive.nise.go.jp/>)」を参考にしてください。

横浜町立横浜小学校 新たなスタート

横浜町の4小学校が、平成28年3月31日で閉校となります。
4月からは新設校「横浜町立横浜小学校」として、新たなスタートを迎えます。

横浜町立横浜小学校
〒039-4135 住所: 横浜町字林ノ後32番地1
電話: 0175-73-7337
FAX: 0175-73-7338



正面玄関



校章



編集後記

一年間、「上北教育事務所だより」を御覧いただきありがとうございました。
今年度は、上北教育事務所が主管・主催する事業の紹介をはじめ、「特別の教科 道徳」「合理的配慮」など、先生方に注目していただきたい情報も織り交ぜて発行してきました。28年度も、各校の素晴らしい実践や参考になる情報を発信していきたいと思っております。
なお、上北教育事務所WebSiteからの冊子「上北の教育」のダウンロードサービスも引き続き行いますので、御活用ください。